

# て や ほら 手もみ屋♥洞

## こんなお店です！

原因部分に働きかけるこだわり施術で、凝り固まつた身体をすっきりリセット！

五月台の頂上付近にたたずみ、もみほぐしを専門に行う隠れ家的リラクゼーションサロン。肩こり・疲労・ストレスを抱える方へ、1日3名様限定、完全個室でお悩みに合わせた施術を行います。大手リラクゼーションサロンで人気を博した女性セラピストが2019年独立開業。以来、身体の不調・コリにお悩みの方々から、「腰痛の原因がお腹の筋肉にあると教えてもらいコリが無くなりました」「時間がたつほど身体全体が軽くなりました」など大変好評をいただいております。

心身の不調にお悩みの方は、ぜひ一度お試しください。



- 所在地 日野町小井口16番地50
- 連絡先 ☎ 0748-43-0524

### 【会社概要】

- ・代表者名 洞 洋介
- ・セラピスト数 1名
- ・設立年 2019年

### 【事業内容】

もみほぐし専門リラクゼーションサロン  
(全身もみほぐし・足ツボ・耳ツボ)



◆問い合わせ先 商工観光課 商工観光担当 ☎ 0748-52-6562

加えて、東日本大震災で被災した地域の「お祭りや伝統芸能を復興する」活動についてもお聞かせいただきました。「震災では三陸沿岸地域の誇りともいえる伝統芸能の再開が、復興の原動力となつた事例が多数報告されています。震災前の地域社会と震災後の地域社会を結ぶものとして、お祭や伝統芸能はいち早く再開されまし

## 青雲之志 ～町長コラム～

日野町長 堀江 和博

### お祭りと復興

た。それらが被災地の復興を助ける役割を果たしたのです。先生のその言葉に、お祭りの持つ意味を深く考えさせられました。被災地ではまだ避難所や仮設住宅の生活もままならない状況の中で、お祭りや伝統芸能が再開されたようです。当たり前の生活や街並みが津波に流された地域にとって、今と過去とをつなぐ架け橋がお祭りだったのです。過去との繋がりを感じることによって、今の現実を受け入れることができます。なぜ日本の各地域に何百年もお祭りが受け継がれているのか、その理由が少しわかつた気がしました。

今年もコロナ禍によつて、地域のさまざまなお祭りや行事が中止または規模縮小を余儀なくされています。とても残念です。しかし、このような時だからこそ、お祭りや伝統行事の持つ意味を深くかみしめることが大切ではないでしょうか。そんな気づきを絵馬から与えていただいたように思います。

# みんなで支えあう 国民健康保険

**他人の行為による交通事故などで保険証を使って治療を受ける場合は、必ず届け出をお願いします**

交通事故にあったとき、他人の飼い犬に噛まれたとき、購入食品や飲食店で食中毒になったときなどの他人の行為（第三者行為）が原因で、ケガや病気になつた場合の治療費は、本来加害者が負担するのが原則です。

ただし「第三者行為による傷病届」等の届け出をいただくことにより、健保の保険診療を受けることができる。この治療費の保険給付分は、保険者（国保や後期高齢者医療）が一時的に立て替えて支払いをするので、後でその医療費を被害者に代わつて保険者が加害者に請求することになります。

## 届け出について

### ① 警察に届け出

交通事故にあつたら、すみやかに警察に届け出てください。また「交通事故証明書」の交付申請手続きを行つてください。

### ② 役場に届け出

「第三者行為による傷病届」を住民

課保険年金担当へ提出してください。

### 届け出に必要なもの

- ・第三者行為による傷病届およびその他必要な書類（用紙は役場住民課にあります）
- ・交通事故証明書（所定の申請用紙は警察署、交番にあります）
- ・印鑑（スタンプ式でないもの）
- ・事故の被害者のマイナンバー（個人番号）がわかるもの
- ・届出者の本人確認書類
- ※必要な書類がそろわなくとも、まずはご相談ください。

### 示談の前に必ず相談を

国保に届け出る前に、加害者から治療費を受け取つたり、示談を済ませたりすると、後で国保から加害者に費用の請求ができなくなる場合や給付を返納していただく場合がありますので、必ず示談の前にご相談ください。



次に該当する方が、4月1日現在で軽自動車等（原動機付自転車含む）を登録している場合、軽自動車税（種別割）の減免が受けられます。

### ● 対象者

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、その障がいの程度が一定級以上の方

※満18歳未満の身体障がい者または、知的障がい者、精神障がい者と生計をともにする方も対象（障がいの程度が一定級以上）。なお、前年度に減免を受けていた方で、その内容に変更のない方は、「軽自動車税（種別割）の減免に係る現況報告書」の提出により継続して減免されます。

### ● 申請場所 税務課

### ● 申請に必要なもの

- ① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ② 運転免許証
- ③ 自動車検査証
- ④ 納税通知書・納付書
- ⑤ 軽自動車税（種別割）減免申請書
- ⑥ 生計同一・常時介護証明書（※本人以外の家族等の方が運転される場合に必要）

### ※ 減免できるのは、お一人一台です。

※ 土日祝および郵送等による申請のほか、期限後の申請は受け付けられません。

詳しくは、事前に税務課までお問い合わせください。

## 軽自動車税の減免申請受け付け

**【期間】 納税通知書到着から5月24日（月）まで**

